

○議長（吉田敏郎）

日程第7 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。説明を担当課長に求めます。

税務課長。

○税務課長（遠藤直紀）

それでは、報告第5号を朗読させていただきます。

報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和2年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1枚おめくりください。次のページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和2年11月18日、開成町長、府川裕一。

町は、家屋評価中に内装を損傷したことにより相手方に与えた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償の額、金5万5,000円。

2、損害賠償の相手方、神奈川県足柄上郡開成町延沢●●●番地●●、氏名でございます。

参考といたしまして、本件の概要でございます。令和2年9月14日午後2時20分頃、税務課職員が、固定資産税評価額算定のため新築家屋を評価していたところ、誤って自己のボールペンを落下させ、対象家屋の内装（床材）を損傷し、損害を与えたものでございます。

なお、この事案につきましては、町が加入しております、全国町村会総合賠償補償保険が適用となってございまして、11月12日に示談書の提出をいただいているところから、専決処分に至っております。

なお、補償請求額は全額保証されてございます。

今後は細心の注意を払いまして、評価業務等を行ってまいりたいと考えてございます。

説明は以上になります。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を終了します。

以上をもちまして、１２月定例会議に付議された案件全て終了いたしました。
これにて散会いたします。
大変お疲れさまでした。

午前１１時０７分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員